

令和7年度 ちばの園芸高温対策緊急支援事業

本事業は令和7年度及び令和8年度に実施予定です

夏季の気温が急速に上昇し、県内の園芸作物に被害が出ている状況を踏まえ、「かん水」、「換気・空気冷却」、「遮光・遮熱」による対策に取り組む農業者が、必要な機械・装置等を導入するための経費を支援します。

募集期間

令和7年3月7日（金）～4月16日（水）

申込先：所轄の農業事務所まで（裏面参照）

対象者（事業実施主体）

認定農業者、認定新規就農者、野菜の産地強化計画又は果樹産地構造改革計画の担い手

事業対象品目

園芸品目
（野菜、果樹、花き）

事業対象地区

農業振興地域、生産緑地
市街化調整区域

補助率

1／3以内

低コスト耐候性ハウス等に機械・装置等を導入する場合に限り**1／2以内**

補助対象となる機械・装置等

分類	補助対象
1 かん水	自動かん水装置、スプリンクラー、冷却水循環装置等
2 換気・空気冷却	換気扇、循環扇、外気導入ダクトファン、高通気性防虫ネット、夜冷処理用スポットクーラー等
3 遮光・遮熱	遮光ネット、遮熱フィルム等



「塗布型遮光材」、「井戸の設置」、「既存の機械・装置等の更新」等は対象外となります

補助対象となる機械・装置等の例



自動かん水装置



外気導入
ダクトファン



遮光ネット



スプリンクラー



裏面の採択要件等を十分ご確認ください

事業費の上限・下限

	上限事業費	下限事業費
1 主として低コスト耐候性ハウス等に 対策を講じる計画	600万円	30万円
2 1以外の計画	300万円	

- ・1か2かの判断は、対策を講じる面積で判断します。
- ・事業費は税込価格です。事業費のうち上限事業費を超える部分は補助対象外となります。

計画の採択基準

以下の全ての要件を満たす計画を採択します

- 1 園芸品目への対策であること
- 2 事業費が30万円以上であること
- 3 原則として「かん水」、「換気・空気冷却」及び「遮光・遮熱」の全ての対策を講じるものであること（ただし本補助金の交付を受けて実施するか否かは問いません。）。※露地は本要件を課しません
- 4 県又は専門家の指導・助言を受けて、栽培方法の改善等を行うものであること

申請書類様式の入手先・申込先

住所地の市町村	県農業事務所	電話番号、メールアドレス
千葉市、習志野市、市原市、八千代市	千葉農業事務所 (企画振興課)	043-300-1985 chibakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾農業事務所 (企画振興課)	04-7143-4122 hkn-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、 白井市、富里市、酒々井町、栄町	印旛農業事務所 (企画振興課)	043-483-1129 inbakikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取農業事務所 (企画振興課)	0478-52-9192 katoriacks@mz.pref.chiba.lg.jp
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝農業事務所 (企画振興課)	0479-62-0156 kaitiiki@mz.pref.chiba.lg.jp
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町	山武農業事務所 (企画振興課)	0475-54-1122 san-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町	長生農業事務所 (企画振興課)	0475-22-1751 chouseiafc02@mz.pref.chiba.lg.jp
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	夷隅農業事務所 (企画振興課)	0470-82-4956 isuminou@mz.pref.chiba.lg.jp
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房農業事務所 (企画振興課)	0470-22-7131 awa-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津農業事務所 (企画振興課)	0438-25-0107 kiminou-k@mz.pref.chiba.lg.jp